

関税定率法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 入国旅客等が携帯して輸入するたばこの免税範囲に、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたものを加える。(関税定率法施行規則第2条の4関係)。
- 2 この省令は、令和5年4月1日から施行することとする。